

新旧対照表（令和7年10月1日適用）

現行	改定後
第1条 (略)	第1条 (略)
第2条 用語の定義 (略)	第2条 用語の定義 (略)
1～14 (略)	1～14 (略)
<u>(新設)</u>	<u>15「月単位の4週8休」とは、対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土日の現場閉所で28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、28.5%以上を達成しているものとみなす。</u> <u>16「通期の4週8休」とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u> <u>17「交替制による月単位の4週8休」とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。</u> <u>18「交替制による通期の4週8休」とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u>
第3条 ワンデーレスポンス <u>(新設)</u>	第3条 ワンデーレスポンス <u>第4条 ウィークリースタンス</u> <u>監督員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。</u> <u>ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</u>

新旧対照表（令和 7 年 1 0 月 1 日適用）

現行	改定後
第 4 条 その他（週休 2 日制度） I 週休 2 日制度の場合 1 2 天候や地域住民対応等で土曜・日曜の施工が必要となった場合は、監督員と協議のうえ、振替休日を取得する等、週休 2 日に努めること。<u>（但し、工事成績評定の加点等については、土曜・日曜の現場閉所に限定して評価するが、1 ヶ月あたり 2 日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。）</u> 3 現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の原則土曜・日曜の現場閉所（以下「現場閉所」という。）の達成状況（平日振替日*を含む）に応じて工事成績の評価を行う。 <u>（新設）</u> 4 略 5 労務費等の補正については、当初予定額に月単位の 4 週 8 休以上を達成した場合の補正係数を各諸経費に乗じている。なお、現場閉所の達成状況が 4 週 8 休に満たないものは<u>現場閉所の達成状況に応じて</u>請負金額のうち補正分を、減額変更する。 6 略 《現場閉所の達成状況》 —現場閉所日数（平日振替日*を含む）を現場稼働中の土曜・日曜の全日数で除し、小数点以下を四捨五入する。 <u>（新設）</u>	第 5 条 その他（週休 2 日制度） I 週休 2 日制度の場合 1 2 天候や地域住民対応等で土曜・日曜の施工が必要となった場合は、監督員と協議のうえ、振替休日を取得する等、週休 2 日に努めること。（土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。） 3 現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の原則土曜・日曜の現場閉所（以下「現場閉所」という。）の達成状況（平日振替日*を含む）に応じて工事成績の評価を行う。<u>明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「法令遵守等」で減点措置を行う。</u> 4 略 5 労務費等の補正については、当初予定額に月単位の 4 週 8 休を達成した場合の補正係数を各諸経費に乗じている。なお、現場閉所の達成状況が 4 週 8 休に満たないものは、<u>通期の 4 週 8 休の補正係数に変更し、請負金額のうち補正分を、減額変更する。通期の 4 週 8 休に満たないものは、月単位の 4 週 8 休の補正係数を除し、請負代金額を減額変更する。</u> 6 略 《現場閉所の達成状況》 <u>①月単位の 4 週 8 休</u> <u>対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上となる現場閉所を行った</u>

新旧対照表（令和7年10月1日適用）

現行	改定後																														
※悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、<u>1ヶ月あたり2日を上限として</u>、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。<u>(新設)</u> ＜労務費、市場単価、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の補正＞ ア 労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率を下記表に掲げる補正係数を乗じるものとする。 <table><tr><th rowspan="3"></th><th colspan="2">補正係数</th></tr><tr><th colspan="2">4週8休以上達成の場合</th></tr><tr><th>土日現場閉所</th><th>交替制（月単位）</th></tr><tr><td>労務費</td><td>1.04</td><td>1.04</td></tr><tr><td>機械経費(賃料)</td><td>1.02</td><td>—</td></tr></table>		補正係数		4週8休以上達成の場合		土日現場閉所	交替制（月単位）	労務費	1.04	1.04	機械経費(賃料)	1.02	—	<u>と認められる状態をいう。</u> <u>ただし、暦上の土日の現場閉所で 28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、28.5%以上を達成しているものとみなす。</u> <u>②通期の4週8休</u> <u>対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u> ※悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。<u>なお、月単位の4週8休または通期の4週8休が認められる状態となるように振り返ること。週の定義は月曜日から日曜日までとする。</u> ＜労務費、市場単価、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の補正（<u>現場閉所による週休2日方式の場合</u>）＞ ア 労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率を下記表に掲げる補正係数を乗じるものとする。 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">補正係数</th></tr><tr><th><u>月単位の4週8休以上</u></th><th><u>通期の4週8休以上</u></th></tr><tr><td>労務費</td><td><u>1.04</u></td><td><u>1.02</u></td></tr><tr><td>機械経費(賃料)</td><td><u>1.02</u></td><td><u>1.02</u></td></tr><tr><td>共通仮設費率</td><td><u>1.03</u></td><td><u>1.02</u></td></tr><tr><td>現場管理費率</td><td><u>1.05</u></td><td><u>1.03</u></td></tr></table>		補正係数		<u>月単位の4週8休以上</u>	<u>通期の4週8休以上</u>	労務費	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	機械経費(賃料)	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	共通仮設費率	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>	現場管理費率	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>
		補正係数																													
		4週8休以上達成の場合																													
	土日現場閉所	交替制（月単位）																													
労務費	1.04	1.04																													
機械経費(賃料)	1.02	—																													
	補正係数																														
	<u>月単位の4週8休以上</u>	<u>通期の4週8休以上</u>																													
労務費	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>																													
機械経費(賃料)	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>																													
共通仮設費率	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>																													
現場管理費率	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>																													

新旧対照表（令和 7 年 1 0 月 1 日適用）

現 行				改 定 後			
共通仮設費率		1.03	—				
現場管理費率		1.05	1.03				
イ 市場単価に下記表に掲げる補正係数を乗じるものとする。				イ 市場単価を下記表に掲げる補正係数を乗じるものとする。			
名 称	区 分	補正係数		名 称	区 分	補正係数	
		4 週 8 休以上達成の場合				月単位の	通期の 4
		土日現場 閉所	交替制（月単 位）			4 週 8 休 以上	週 8 休以 上
鉄筋工		1.04	1.04	鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.04	1.02
ガス圧接工		1.03	1.03	鉄筋工（ガス圧接）		1.03	1.02
インターロッキングブ ロック工	設置	1.01	1.01	防護柵設置工（ガードレー ル）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.04		撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（ガードレ ール）	設置	1.01	1.01	防護柵設置工（横断・転落 防止柵）	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.04		撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（ガードパ イプ）	設置	1.01	1.01	防護柵設置工（落石防止 柵）		1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04	防護柵設置工（落石防止 網）		1.02	1.01
防護柵設置工（横断・転 落防止柵）	設置	1.04	1.04		設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.04				
防護柵設置工（落石防護		1.01	1.01				

新旧対照表（令和7年10月1日適用）

現行				改定後				
柵)					<u>防護柵設置工（ガードパイプ）</u>	<u>撤去</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
防護柵設置工（落石防止柵）		1.02	1.02		<u>道路標識設置工</u>	<u>設置</u>	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>
道路標識設置工	設置	1.01	1.00			<u>撤去・移設</u>	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>
	撤去・移設	1.03	1.03					
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01		<u>道路付属物設置工</u>	<u>設置</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
	撤去	1.04	1.04			<u>撤去</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
法面工		1.02	1.02		<u>法面工</u>		<u>1.02</u>	<u>1.01</u>
吹付砕工		1.03	1.03		<u>吹付砕工</u>		<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.03		<u>軟弱地盤処理工</u>		<u>1.02</u>	<u>1.01</u>
道路植栽工	植樹	1.04	1.04		<u>鉄筋挿入工（ロックボルト工）</u>		<u>1.03</u>	<u>1.02</u>
	剪定	1.04	1.04					
公園植栽工		1.04	1.04					
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.02					
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.04					
橋面防水工		1.01	1.01					
薄層カラー舗装工		1.01	1.01					
グルーピング工		1.01	1.01					
軟弱地盤処理工		1.02	1.02					

新旧対照表（令和 7 年 1 0 月 1 日適用）

現行				改定後			
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）			1.01				
ウ 土木工事標準単価に下記表に掲げる補正係数を乗じるものとする。							
名 称	区 分	補正係数		名 称	区 分	補正係数	
		4 週 8 休以上達成の場合				<u>月単位の 4 週 8 休 以上</u>	<u>通期の 4 週 8 休以上</u>
		土日現場 閉所	交替制（月 単位）				
区画線工		1.04	1.04	<u>区画線工</u>		<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
高視認性区画線工		1.04	1.04	<u>排水構造物工</u>		<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
橋梁塗装工		1.03	1.03	<u>コンクリートブロック積工</u>		<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.03	<u>構造物とりこわし工</u>	機械	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>
	人力	1.04	1.04		人力	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
コンクリートブロック積工		1.04	1.03				
排水構造物工		1.04	1.03				
鋼製排水溝設置工		1.04	1.04				
表面被覆工 （コンクリート保護塗装）	固定足場	1.02	1.02				
	高所作業車	1.02	1.02				
表面含浸工	固定足場	1.04	1.04				

新旧対照表（令和7年10月1日適用）

現行				改定後
	高所作業車	1.04	1.03	
連続繊維シート補強工	固定足場	1.04	1.04	
	高所作業車	1.04	1.03	
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.04	1.04	
	高所作業車	1.04	1.03	
漏水対策材設置工	固定足場	1.04	1.04	
	高所作業車	1.04	1.03	
防草シート設置工		1.03	1.03	
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.02	1.02	
	高所作業車	1.01	1.01	
塗膜除去工		1.04	1.04	
バキュームブラスト工		1.01	1.01	
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.01	
	撤去	1.04	1.04	
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.04	1.04	
機械式継手工		1.04	1.04	
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.03	1.02	
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目		1.01	1.01	

新旧対照表（令和7年10月1日適用）

現行				改定後
地設置工				
F R P製格子状パネル設置工		1.00	1.00	
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.04	1.04	
支承金属溶射工		1.04	1.04	
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.03	1.03	
Ⅱ 週休2日制度（交替制）の場合 1、2 略 3 現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の週休2日制度(交替制)の達成状況に応じて工事成績の評価を行う。 4 略 5 労務費等の補正については、当初予定価格に4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じている。なお、週休2日制度(交替制)の達成状況が4週8休に満たないものは、週休2日制				Ⅱ 週休2日制度（交替制）の場合 1、2 略 3 現場稼働中の工期〔工事着手（現場測量等）前、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の週休2日制度(交替制)の達成状況に応じて工事成績の評価を行う。<u>明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「法令遵守等」で減点措置を行う。</u> <u>※対象期間内に現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日数の割合が全ての月で28.5%(8日／28日)以上の場合。当該月における対象期間の週休日数を現場稼働中の対象期間の日数で除し、少数点以下第2位を四捨五入する。</u> 4 略 <u>5</u> 労務費等の補正については、当初予定価格に<u>交替制による月単位の</u>4週8休を達成した場合の補正係数を各経費に乗じている。なお、週休2日制度(交替制)の達成状況が<u>交替制による月単位の</u>4週8休に満たない

新旧対照表（令和7年10月1日適用）

現行	改定後														
度(交替制)の達成状況に応じて請負代金額のうち補正分を、減額変更する。	ものは、<u>交替制による通期の4週8休の補正係数に変更し、請負代金額を減額変更する。</u>														
6、7 略 《現場閉所の達成状況》 対象期間内に現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日数の割合が全ての月で28.5%(8日／28日)以上の場合。対象期間の週休日数を現場稼働中の対象期間の日数で除し、少数点以下第2位を四捨五入する。 ※悪天候等の理由により現場が休工となった場合は、休日としてカウント可能とする。	6、7 略 《<u>週休2日制度(交替制)</u>の達成状況》 ① <u>交替制による月単位の4週8休</u> <u>対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。</u> ② <u>交替制による通期の4週8休</u> <u>対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u> <u>なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日を含めるものとする。</u>														
<労務費、市場単価、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率の補正> ア 労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率を下記表に掲げる補正係数を乗じるものとする。	<労務費、現場管理費率、<u>市場単価、土木工事標準単価</u>の補正（<u>交替制による週休2日方式の場合</u>）> ア 労務費、現場管理費率を下記表に掲げる補正係数を乗じるものとする。														
<table><tr><td rowspan="3"></td><td colspan="2">補正係数</td></tr><tr><td colspan="2">4週8休以上達成の場合</td></tr><tr><td>土日現場閉所</td><td>交替制（月単位）</td></tr></table>		補正係数		4週8休以上達成の場合		土日現場閉所	交替制（月単位）	<table><tr><td rowspan="3"></td><td colspan="2">補正係数</td></tr><tr><td><u>月単位の4週8休以上</u></td><td><u>通期の4週8休以上</u></td></tr><tr><td>労務費</td><td><u>1.04</u> <u>1.02</u></td></tr></table>		補正係数		<u>月単位の4週8休以上</u>	<u>通期の4週8休以上</u>	労務費	<u>1.04</u> <u>1.02</u>
		補正係数													
		4週8休以上達成の場合													
	土日現場閉所	交替制（月単位）													
	補正係数														
	<u>月単位の4週8休以上</u>	<u>通期の4週8休以上</u>													
	労務費	<u>1.04</u> <u>1.02</u>													

新旧対照表（令和 7 年 1 0 月 1 日適用）

現行				改定後			
	労務費	1.04	1.04		現場管理費率	1.03	1.01
	機械経費(賃料)	1.02	—				
	共通仮設費率	1.03	—				
	現場管理費率	1.05	1.03				
イ 市場単価に下記表に掲げる補正係数を乗じるものとする。				イ 市場単価に下記表に掲げる補正係数を乗じるものとする。			
名 称	区 分	補正係数		<u>名 称</u>	<u>区 分</u>	<u>補正係数</u>	
		4 週 8 休以上達成の場合				<u>月単位の 4 週 8 休 以上</u>	<u>通期の 4 週 8 休以 上</u>
		土日現場 閉所	交替制（月単 位）				
鉄筋工		1.04	1.04	<u>鉄筋工（太径鉄筋を含む）</u>		<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
ガス圧接工		1.03	1.03	<u>鉄筋工（ガス圧接）</u>		<u>1.03</u>	<u>1.02</u>
インターロッキングブ ロック工	設置	1.01	1.01	<u>防護柵設置工（ガードレ ール）</u>	<u>設置</u>	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>
	撤去	1.04	1.04		<u>撤去</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
防護柵設置工（ガードレ ール）	設置	1.01	1.01	<u>防護柵設置工（横断・転落 防止柵）</u>	<u>設置</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
	撤去	1.04	1.04		<u>撤去</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
防護柵設置工（ガードパ イプ）	設置	1.01	1.01	<u>防護柵設置工（落石防止 柵）</u>		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
	撤去	1.04	1.04	<u>防護柵設置工（落石防止 柵）</u>		<u>1.02</u>	<u>1.01</u>
防護柵設置工（横断・転 落防止柵）	設置	1.04	1.04	<u>防護柵設置工（ガードパイ プ）</u>	<u>設置</u>	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>
	撤去	1.04	1.04		<u>撤去</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
防護柵設置工（落石防護		1.01	1.01				

新旧対照表（令和 7 年 1 0 月 1 日適用）

現行				改定後				
柵)					<u>道路標識設置工</u>	<u>設置</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>
防護柵設置工（落石防止柵）		1.02	1.02			<u>撤去・移設</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
道路標識設置工	設置	1.01	1.00		<u>道路付属物設置工</u>	<u>設置</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
	撤去・移設	1.03	1.03			<u>撤去</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01		<u>法面工</u>		<u>1.02</u>	<u>1.01</u>
	撤去	1.04	1.04		<u>吹付砕工</u>		<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
法面工		1.02	1.02		<u>軟弱地盤処理工</u>		<u>1.02</u>	<u>1.01</u>
吹付砕工		1.03	1.03		<u>鉄筋挿入工（ロックボルト工）</u>		<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.03					
道路植栽工	植樹	1.04	1.04					
	剪定	1.04	1.04					
公園植栽工		1.04	1.04					
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.02					
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.04					
橋面防水工		1.01	1.01					
薄層カラー舗装工		1.01	1.01					
グルーピング工		1.01	1.01					
軟弱地盤処理工		1.02	1.02					

新旧対照表（令和 7 年 1 0 月 1 日適用）

現 行				改 定 後			
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）			1.01	1.01			
ウ 土木工事標準単価に下記表に掲げる補正係数を乗じるものとする。				ウ 土木工事標準単価に下記表に掲げる補正係数を乗じるものとする。			
名 称	区 分	補正係数		名 称	区 分	補正係数	
		4 週 8 休以上達成の場合				月単位の 4 週 8 休 以上	通期の 4 週 8 休以 上
		土日現場 閉所	交替制（月 単位）				
区画線工		1.04	1.04	区画線工		1.04	1.02
高視認性区画線工		1.04	1.04	排水構造物工		1.03	1.02
橋梁塗装工		1.03	1.03	コンクリートブロック積工		1.03	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.03	構造物とりこわし工	機械	1.03	1.01
	人力	1.04	1.04		人力	1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.03				
排水構造物工		1.04	1.03				
鋼製排水溝設置工		1.04	1.04				
表面被覆工 （コンクリート保護塗装）	固定足場	1.02	1.02				
	高所作業車	1.02	1.02				
表面含浸工	固定足場	1.04	1.04				
	高所作業	1.04	1.03				

新旧対照表（令和7年10月1日適用）

現行				改定後
	車			
連続繊維シート補強工	固定足場	1.04	1.04	
	高所作業車	1.04	1.03	
剥落防止工 （アラミドメッシュ）	固定足場	1.04	1.04	
	高所作業車	1.04	1.03	
漏水対策材設置工	固定足場	1.04	1.04	
	高所作業車	1.04	1.03	
防草シート設置工		1.03	1.03	
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.02	1.02	
	高所作業車	1.01	1.01	
塗膜除去工		1.04	1.04	
バキュームブラスト工		1.01	1.01	
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.01	
	撤去	1.04	1.04	
仮設防護柵設置工 （仮設ガードレール）		1.04	1.04	
機械式継手工		1.04	1.04	
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.03	1.02	
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	

新旧対照表（令和 7 年 1 0 月 1 日適用）

現行				改定後
F R P 製格子状パネル設置工		1.00	1.00	
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.04	1.04	
支承金属溶射工		1.04	1.04	
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.03	1.03	
第 5 条 施工地および索道線下などの伐採について 第 6 条 土石流の発生するおそれのある降雨について 第 7 条 支給材料及び貸与品 第 8 条 再生資源の利用促進につい 第 9 条 産業廃棄物管理票（マニフェスト票）について 第 1 0 条 建設副産物 建設副産物については林野仕様書の規定によるほか、受注者は兵庫県建設リサイクルガイドライン(兵庫県県土整備部)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 林野仕様書 1-1-1-19 建設副産物(第 4～6 項)について、受注者は i) 土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合の、再生資源利用計画書を作成する際 ii) 建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合の、再生資源利用促進計画書を作成する際 iii) 再生資源利用計画及び再生資源利用計画を作成した場合の、工				第 6 条 施工地および索道線下などの伐採について 第 7 条 土石流の発生するおそれのある降雨について 第 8 条 支給材料及び貸与品 第 9 条 再生資源の利用促進につい 第 10 条 産業廃棄物管理票（マニフェスト票）について 第 11 条 建設副産物 建設副産物については林野仕様書の規定によるほか、受注者は兵庫県建設リサイクルガイドライン(兵庫県県土整備部)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 林野仕様書 1-1-1-19 建設副産物(第 4～6 項)について、受注者は i) 土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合の、再生資源利用計画書を作成する際 ii) 建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合の、再生資源利用促進計画書を作成する際 iii) 再生資源利用計画及び再生資源利用計画を作成した場合の、工事完了後速やかに実施手順を記録した「再生資源利用計画書(実施書)」を監督員に

新旧対照表（令和7年10月1日適用）

現行	改定後
事完了後速やかに実施手順を記録した「再生資源利用計画書(実施書)」を監督員に提出する際 <u>建設副産物情報交換システム(COBRIS)</u>により、作成または提出しなければならない。 第11条 監督員による検査（確認を含む）及び立会等について 第12条 数量の算出及び完成図 第13条 工事の下請負 第14条 施工体制台帳 施工体制台帳については林野仕様書の規定による。但し、同 施工体制台帳規定の第4項、この場合以下「林野庁直轄工事における施工体制審査・点検マニュアル」は、参考にとどめることとする。 【現場の管理】（建設業法第24条の7に該当する場合） 受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。（平成13年3月30日付 国コ企第3号 一部引用） （監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項<u>ただし書き</u>に規定する者をいい、令和2年10月1日以降に監理技術者補佐を配置する場合に適用する。）（略） 第15条 工事中の安全確保 第16条 支障木の除去 第17条 工事区域の立入防止施設 第18条 爆発及び火災の防止 第19条 後片付け及び原状回復	提出する際 <u>コブリス・プラス</u>により、作成または提出しなければならない。 第12条 監督員による検査（確認を含む）及び立会等について 第13条 数量の算出及び完成図 第14条 工事の下請負 第15条 施工体制台帳 施工体制台帳については林野仕様書の規定による。但し、同 施工体制台帳規定の第4項、この場合以下「林野庁直轄工事における施工体制審査・点検マニュアル」は、参考にとどめることとする。 【現場の管理】（建設業法第24条の7に該当する場合） 受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。（平成13年3月30日付 国コ企第3号 一部引用） （監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項<u>第2号</u>に規定する者をいい、令和2年10月1日以降に監理技術者補佐を配置する場合に適用する。）（略） 第16条 工事中の安全確保 第17条 支障木の除去 第18条 工事区域の立入防止施設 第19条 爆発及び火災の防止 第20条 後片付け及び原状回復

新旧対照表（令和7年10月1日適用）

現行	改定後
第20条 環境対策・公害防止 第21条 交通誘導警備員の資格等（交通誘導警備員配置の工事） 第22条 諸法令の遵守 第23条 排出ガス対策型建設機械の使用について 第24条 不正軽油の使用の禁止 第25条 電子納品 第26条 工事写真管理 第27条 花と緑のあふれる美しい県土づくりシンボルマークの表示 第28条 工事歴板、工事標柱等 第29条 仮設工事等 第30条 林地保全の義務 第31条 県内産品の使用 （略） 1 一般事項 受注者は、上記に定める規格・品質等を満足する建設資材等について、県内で産出、生産、加工または製造(県内工場)された建設資材(県内産品)を原則として使用するものとする。ただし、工事請負代金額が250万円未満の工事、緊急的に実施する工事、総価契約単価取決方式による工事は対象外とする。 県内産品の調達が困難な場合は、取扱業者の県内の本店又は営業所等から直接調達を図ることとし、それでもなお、やむを得ない理由があり、これにより難しい場合は、使用する資材について監督員に「県内産品未使用理由書」(県土様式29-3)を提出し、確認を受けなければならない。 （略） 第32条 管路の管周りの埋戻し材に使用する再生砂の品質規格	第21条 環境対策・公害防止 第22条 交通誘導警備員の資格等（交通誘導警備員配置の工事） 第23条 諸法令の遵守 第24条 排出ガス対策型建設機械の使用について 第25条 不正軽油の使用の禁止 第26条 電子納品 第27条 工事写真管理 第28条 花と緑のあふれる美しい県土づくりシンボルマークの表示 第29条 工事歴板、工事標柱等 第30条 仮設工事等 第31条 林地保全の義務 第32条 県内産品の使用 （略） 1 一般事項 受注者は、上記に定める規格・品質等を満足する建設資材等について、県内で産出、生産、加工または製造(県内工場)された建設資材(県内産品)を原則として使用するものとする。ただし、緊急的に実施する工事、総価契約単価取決方式による工事は対象外とする。 県内産品の調達が困難な場合は、取扱業者の県内の本店又は営業所等から直接調達を図ることとし、それでもなお、やむを得ない理由があり、これにより難しい場合は、使用する資材について監督員に「県内産品未使用理由書」(県土様式29-3)を提出し、確認を受けなければならない。 （略） 第33条 管路の管周りの埋戻し材に使用する再生砂の品質規格

新旧対照表（令和7年10月1日適用）

現行	改定後
第33条 木材一般 第34条 セメントコンクリート製品 第35条 緑化工・植生工・植栽工などの緑化における植物種の選定について 第36条 兵庫県営林道事業における種子配合等（略） 表2-2-27(1) 植生工や植栽工などの緑化において使用してはならない植物（兵庫県全域） アゾラ・クリスタータ(アメリカオアカウキサ), アレチウリ, ナガエツルノゲイトウ, ハリエシユ, プラジールチトメグサ, オオフサモ, オオカリヂシヤ, オオフタクサ, オオキンケイギク, ミズヒマワリ, ナルトサワギク, オオカナダモ, ホタンウキクサ, ホテイアオイ, シンタレスズメカヤ(ウイビシノグラフグラス), イタドリ(*), イタチハギ, コマツナギ(*), マルハハギ(*), カラムシハギ(*), トウネズミモチ, ヤマハシノギ(*), ヒメヤシヤブシ(*), オオハヤシヤブシ(*), ナンキンハセ, フサフジウツキ(ニシキフジウツキ), ヨモギ(*), オオハコソウ, カモガヤ(オチヤートグラス), チカヤ(*), ネズミミギ(イタリアンライグラス), ススキ(*), メトハギ(*), ヤマハギ(*) セイヨウスイレン(スイレン園芸品種含む), ヒイラギナンテン, ケナフ, ヒラカンサ類(タチバナモトギ, トキワサンザシ, カザンデマリなど), ハリエシタ, ニワウルシ, セイヨウイボタ(ヨウシュイボタ), シナサワグルミ, ウチワゼニグサ, コマツヨイクサ, アレチハナカサ, キクイモ, キショウブ, スズメノナギナタ, セイヨウカラシナ(カラシナ), シヤクチリソバ, セイタカアワダチソウ, オオオナモミ, コカナダモ, メリケンカルカヤ, ハルカヤ, モウソウチク, セイバンモロコシ, オオナミスギンバイ, メリケンキンソウ [注] (*) 印については、兵庫県内産のみ使用可 表2-2-27(2) 植生工や植栽工などの緑化において使用してはならない植物（神戸市内） オオハヤシヤブシ, ハコロモモ, 園芸スイレン, タチバナモトギ, トキワサンザシ, キタチコマツナギ, ヤマハギ(*), メトハギ, マルハハギ, ナンキンハセ, シンシユ, ウチワゼニグサ, トウネズミモチ, セイヨウイボタ(ヨウシュイボタ), ツルニチニチソウ, マルハアサカオ, フサフジウツキ, エフクレタスキモ, ナガハオモダカ, オオカナダモ, コカナダモ, ホテイアオイ, シンタレスズメカヤ, オウシノケグサ, ネズミホソミギ, ネズミミギ, ホソミギ, ホウムギ, シュロカヤツリ [注1] (*) 印については、神戸市内産のみ使用可	第34条 木材一般 第35条 セメントコンクリート製品 第36条 緑化工・植生工・植栽工などの緑化における植物種の選定について 第37条 兵庫県営林道事業における種子配合等（略） 表2-2-27(1) 植生工や植栽工などの緑化において使用してはならない植物（兵庫県全域） アゾラ・クリスタータ(アメリカオアカウキサ), アレチウリ, ナガエツルノゲイトウ, ハリエシユ, プラジールチトメグサ, オオフサモ, オオカリヂシヤ, オオフタクサ, オオキンケイギク, ミズヒマワリ, ナルトサワギク, オオカナダモ, ホタンウキクサ, ホテイアオイ, シンタレスズメカヤ, イタドリ(*), イタチハギ, コマツナギ(*), マルハハギ(*), カラムシハギ(*), トウネズミモチ, ヤマハシノギ(*), ヒメヤシヤブシ(*), オオハヤシヤブシ(*), ナンキンハセ, フサフジウツキ(ニシキフジウツキ), ヨモギ(*), オオハコソウ, カモガヤ, チカヤ(*), ネズミミギ, ススキ(*), メトハギ(*), ヤマハギ(*), セイヨウスイレン(スイレン園芸品種含む), ヒイラギナンテン, ケナフ, ヒラカンサ類(タチバナモトギ, トキワサンザシ, カザンデマリなど), ハリエシタ, ニワウルシ, セイヨウイボタ(ヨウシュイボタ), シナサワグルミ, ウチワゼニグサ, コマツヨイクサ, アレチハナカサ, キクイモ, キショウブ, スズメノナギナタ, セイヨウカラシナ(カラシナ), シヤクチリソバ, セイタカアワダチソウ, オオオナモミ, コカナダモ, メリケンカルカヤ, ハルカヤ, モウソウチク, セイバンモロコシ, オオナミスギンバイ, メリケンキンソウ, <u>エフクレタスキモ</u> [注] (*) 印については、兵庫県内産のみ使用可 表2-2-27(2) 植生工や植栽工などの緑化において使用してはならない植物（神戸市内） オオハヤシヤブシ, ハコロモモ, 園芸スイレン, タチバナモトギ, トキワサンザシ, キタチコマツナギ, ヤマハギ(*), メトハギ, マルハハギ(*), ナンキンハセ, シンシユ, ウチワゼニグサ, トウネズミモチ, セイヨウイボタ(ヨウシュイボタ), ツルニチニチソウ, マルハアサカオ, フサフジウツキ, <u>エフクレタスキモ</u>, <u>ナガハオモダカ</u>, <u>オオカナダモ</u>, <u>コカナダモ</u>, <u>ホテイアオイ</u>, <u>シンタレスズメカヤ</u>, <u>オウシノケグサ</u>, <u>ネズミホソミギ</u>, <u>ネズミミギ</u>, <u>ホソミギ</u>, <u>ホウムギ</u>, <u>シュロカヤツリ</u>, <u>コミノネズミモチ(シナイボタ)</u> [注1] (*) 印については、神戸市内産のみ使用可

新旧対照表（令和 7 年 1 0 月 1 日適用）

現行	改定後
[注 2] <u>下線部</u>は、表 2-2-27(1)とは異なる植物（産地限定の違いも含む） なお、表 2-2-27(1)及び表 2-2-27(2)は<u>平成 30 年 10 月</u>現在のものであるため、施工前に下記ホームページにて確認をおこなうこと。 ひょうごの生物多様性ひろば： http://www.pref.hyogo.lg.jp/JPN/apr/topics/biodiversity/030_biotic_info/sub03.html 神戸市の生物多様性に関するポータルサイト： http://www.city.kobe.lg.jp/life/recycle/biodiversity/index.html 第 37 条 苗木及び植栽材料 第 38 条 道路照明灯 第 39 条 路盤紙 第 40 条 基礎工 第 41 条 石積（張）工及びコンクリートブロック積（張）工 第 42 条 鉄線かご工 第 43 条 木矢板工 第 44 条 鋼矢板工 第 45 条 コンクリート矢板工 第 46 条 残土施工 第 47 条 地山補強土工（鉄筋挿入工） 第 49 条 コンクリート工 （略） （レディーミクストコンクリート） 本項は、受注者がレディーミクストコンクリートを用いる場合、製造工場の選定、製造工場における有資格者の配置状況等の確認・品質検査等への有資格者等の臨場、レディーミクストコンクリートの品質管理のための検査等について規定したものである。	[注 2] <u>下線部</u>は、表 2-2-27(1)とは異なる植物（産地限定の違いも含む） なお、表 2-2-27(1)及び表 2-2-27(2)は<u>令和 7 年 10 月</u>現在のものであるため、施工前に下記ホームページにて確認をおこなうこと。 ひょうごの生物多様性ひろば： https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/environment/leg_240/leg_2820 神戸市の生物多様性に関するポータルサイト： https://www.city.kobe.lg.jp/a66324/kurashi/recycle/biodiversity/index.html 第 38 条 苗木及び植栽材料 第 39 条 道路照明灯 第 40 条 路盤紙 第 41 条 基礎工 第 42 条 石積（張）工及びコンクリートブロック積（張）工 第 43 条 鉄線かご工 第 44 条 木矢板工 第 45 条 鋼矢板工 第 46 条 コンクリート矢板工 第 47 条 残土施工 第 48 条 地山補強土工（鉄筋挿入工） 第 49 条 コンクリート工 （略） （レディーミクストコンクリート） 本項は、受注者がレディーミクストコンクリートを用いる場合、製造工場の選定、製造工場における有資格者の配置状況等の確認・品質検査等への有資格者等の臨場、レディーミクストコンクリートの品質管理のための検査等について規定したものである。

新旧対照表（令和 7 年 1 0 月 1 日適用）

現行	改定後
1 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1) J I S マーク表示認証製品を製造している工場（<u>産業標準化法の一部を改正する法律（平成 16 年 6 月 9 日公布法律第 95 条）</u>）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（以下「JIS 認証工場」という。)) で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐※しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下、「監査合格工場」という。）等）から選定しなければならない。 （略） 第 49 条 コンクリートポンプ工 第 50 条 型枠・支保工 第 51 条 マスコンクリート 第 52 条 暑中コンクリート 第 53 条 寒中コンクリート 第 54 条 水中コンクリート 第 55 条 モルタル 第 56 条 治山ダム工 第 57 条 護岸及び水制工 第 58 条 土留工及び擁壁工 第 59 条 山腹工 第 60 条 固定工（ロープネット工） 第 61 条 防災林造成 第 62 条 森林整備 第 63 条 橋梁工 第 64 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正について 第 65 条 土砂等の搬出に係る過積載防止対策	1 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1) J I S マーク表示認証製品を製造している工場（<u>産業標準化法（平成 30 年 5 月改正法律第 33 号）</u>）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（以下「JIS 認証工場」という。)) で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐※しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下、「監査合格工場」という。）等）から選定しなければならない。 （略） 第 50 条 コンクリートポンプ工 第 51 条 型枠・支保工 第 52 条 マスコンクリート 第 53 条 暑中コンクリート 第 54 条 寒中コンクリート 第 55 条 水中コンクリート 第 56 条 モルタル 第 57 条 治山ダム工 第 58 条 護岸及び水制工 第 59 条 土留工及び擁壁工 第 60 条 山腹工 第 61 条 固定工（ロープネット工） 第 62 条 防災林造成 第 63 条 森林整備 第 64 条 橋梁工 第 65 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正について 第 66 条 土砂等の搬出に係る過積載防止対策

新旧対照表（令和 7 年 1 0 月 1 日適用）

現行	改定後
第 66 条 通行許可 林野仕様書第 1 編第 1 章総則 1-1-1-37 安全管理 <u>13.</u>について、以下のとおり読み替える。 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（<u>平成 26 年 5 月 28 日改正政令第 187 号</u>）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させる時は、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（<u>平成 30 年 1 月 4 日改正政令第 1 号</u>）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬する時は、道路交通法（<u>平成 30 年 6 月改正法律第 41 号</u>）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 （略） 第 67 条 法定外の労災保険の付保 第 68 条 舗装の切断作業に伴い発生する濁水等の適正処理	第 67 条 通行許可 林野仕様書第 1 編第 1 章総則 1-1-1-37 <u>交通</u>安全管理 <u>12.</u>について、以下のとおり読み替える。 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（<u>平成 31 年 3 月改正政令第 41 号</u>）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させる時は、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（<u>令和元年 9 月改正政令第 109 号</u>）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬する時は、道路交通法（<u>令和元年 6 月改正法律第 37 号</u>）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 （略） 第 68 条 法定外の労災保険の付保 第 69 条 舗装の切断作業に伴い発生する濁水等の適正処理